

東京都収用委員会個人情報取扱事務要綱

平成27年12月25日
27収委総第483号

第1 管理体制

(個人情報保護責任者等)

- 1 収用委員会事務局（以下「事務局」という。）に個人情報保護責任者を置くこととし、事務局長をもって充てる。
- 2 各課に個人情報管理責任者を置くこととし、課長をもって充てる。
- 3 2の規定にかかわらず、保有個人情報を取り扱う事務を担当する担当課長が別に置かれている場合は、これを個人情報管理責任者とする。
- 4 事務局に、監査責任者を置くこととし、個人情報保護責任者が指名する者をもって充てる。

第2 個人情報保護責任者等の責務

- 1 個人情報保護責任者は、事務局における個人情報の管理に関する統括的な権限及び責務を有する。
- 2 個人情報管理責任者は、課における保有個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、個人情報の保護に関し、所属職員を指揮監督する。
- 3 監査責任者は、個人番号（番号利用法第2条第5項及び第8項に規定する個人番号をいう。）、特定個人情報（番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）及びこれらと同等の水準により管理された個人情報の管理状況について監査する。

第3 その他

この要綱で定めるもののほか、東京都収用委員会における個人情報事務取扱については、東京都個人情報取扱事務要綱（平成17年3月31日付16生広情報第708号）に定めるところに準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和5年7月5日付5収委総第261号）

この要綱は、令和5年7月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。